

令和5年5月18日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課

御中

文部科学省初等中等教育局教育課程課

令和4年度「英語教育実施状況調査」の結果及び
生徒の英語力向上に向けた取組の推進について（周知）

文部科学省が実施しております令和4年度「英語教育実施状況調査」について、このたび、参考1のとおり結果を取りまとめ、公表いたしましたのでお知らせいたします。本調査の実施に当たりまして、多大なる御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございました。

今回の調査結果では、生徒の英語力について、引き続き着実な向上が見られております。また、教育委員会及び学校の取組として、授業における言語活動の充実やICTの活用等が進んでいるといった成果も見られているところです。

一方で、生徒の英語力について、「第3期教育振興基本計画」（平成30年度～令和4年度。以下「第3期計画」という。）における指標（中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合を5割以上にする）には、あと一步のところまで到達しませんでした。また、依然として、生徒の英語力や様々な取組の数値に自治体間での開きが見られること、高等学校の教師の英語力について前年度より数値が低下していることなど、課題が見られたところです。

「次期教育振興基本計画について（答申）」（令和5年3月8日中央教育審議会）では、次期教育振興基本計画において、生徒の英語力の指標を引き上げるとともに、新たに、全ての都道府県・政令指定都市において第3期計画に掲げる指標を達成すること、また、高等学校卒業段階でCEFRのB1レベル相当以上を達成した高校生の割合を増加させることが盛り込まれています。今後、本答申等を踏まえ、次期教育振興基本計画が策定されることとなりますので、各教育委員会及び学校におかれましては、下記の事項について御理解の上、英語教育のより一層の改善・充実に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

なお、文部科学省において、各教育委員会における取組や課題をよりきめ細かに把握し、今後の支援方策等につなげるため、今後、一部の教育委員会に対し、個別に取組状況や具体的な課題等をお伺いする予定としておりますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

各都道府県教育委員会指導事務主管課におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、本調査結果を周知くださいますようお願い申し上げます。

また、各教育委員会指導事務主管課におかれては、必要に応じ、当該地方公共団体の長及び関係部局に対し、本調査結果を共有していただき、体制整備に係る財政措置をはじめ、必要な連携を図っていただくようお願い申し上げます。

記

1. 令和4年度「英語教育実施状況調査」の分析結果及びそれを踏まえた取組の推進について

本調査の分析結果によると、生徒の英語力の向上には、生徒の言語活動の割合、英語教師の英語力や発話の割合、ICTを活用した言語活動や外国語指導助手（以下「ALT」という。）による活動等が影響を与えていることが明らかになっている（別添1・7頁）。

各学校におかれては、こうした分析結果も踏まえつつ、言語活動の充実、英語教師の英語力や発話の割合の向上、ICTの活用（発表や話すことにおけるやり取りをする活動、遠隔地の生徒等と英語で交流する活動）等の充実を図ること。

2. 国及び教育委員会における取組の充実について

英語教育の改善・充実については、国においてもこれまで様々な取組を実施してきたほか（別添2）、各教育委員会で「英語教育改善プラン」を作成して取組を進めていただいているところである。本調査結果を踏まえ、令和5年度「英語教育改善プラン」等を参照の上、他の教育委員会の優れた取組を積極的に研究するなどして、教育委員会や学校における取組の充実を図りたいこと。

また、教師の英語力については、本調査の分析結果から、生徒の英語力の向上に影響を与えている要因の一つであることが明らかになった一方で、今年度の結果では課題が見られているところである。このことを踏まえ、各教育委員会においては、「英語教育改善プラン」の「目標達成状況一覧表」に掲げる目標値の着実な達成に取り組まれないこと。特に、教師の英語力が全国平均を下回っているなど課題の見られる教育委員会においては、今後、教師の英語力に係る数値が改善されるよう、次期教育振興基本計画期間中の目標値を検討するとともに、目標値を着実に達成できるよう、取組の改善・充実を図りたいこと。

なお、ALT 等については、令和 5 年度から、地方財政措置が拡充され、姉妹校提携など外国自治体等との各種分野における交流に基づいて招致した外国籍の外国語指導助手等の活用に要する経費が措置されている（別添 3）。各教育委員会におかれては、こうした措置も活用しつつ、JET プログラムによる ALT をはじめとする ALT 等の配置の充実を進めるなど、体制の整備を図りたいこと。

<別添資料>

別添 1：令和 4 年度「英語教育実施状況調査」概要（抜粋）

別添 2：令和 4 年度「英語教育実施状況調査」の分析結果及び文部科学省の主な取組について

別添 3：姉妹校提携など外国自治体等との交流に関する ALT 等の地方財政措置について

<参考 1 >

令和 4 年度「英語教育実施状況調査」（文部科学省 HP）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/1415043_00004.htm

<参考 2 >

「次期教育振興基本計画について（答申）」（令和 5 年 3 月 8 日中央教育審議会）（抜粋）

IV. 今後 5 年間の教育政策の目標と基本施策

目標 4 グローバル社会における人材育成

（略）

- ・英語力について、中学校卒業段階で CEFR の A1 レベル相当以上、高等学校卒業段階で CEFR の A2 レベル相当以上を達成した中高生の割合の増加（5 年後目標値：6 割以上）
- ・全ての都道府県・政令指定都市において、中学校卒業段階で CEFR の A1 レベル相当以上、高等学校卒業段階で CEFR の A2 レベル相当以上を達成した中高生の割合を 5 年後までに 5 割以上にすることを目指す
- ・特にグローバルに活躍する層の英語力について、高等学校卒業段階で CEFR の B1 レベル相当以上を達成した高校生の割合の増加

https://www.mext.go.jp/content/20230308-mxt_oseisk02-000028073_1.pdf

<参考 3 >

令和 4 年度「英語教育改善プラン」

（なお、令和 5 年度「英語教育改善プラン」は 6 月初旬を目途に文部科学省 HP に掲載予定）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/1418086_00006.htm

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局教育課程課
外国語教育推進室 企画調整係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

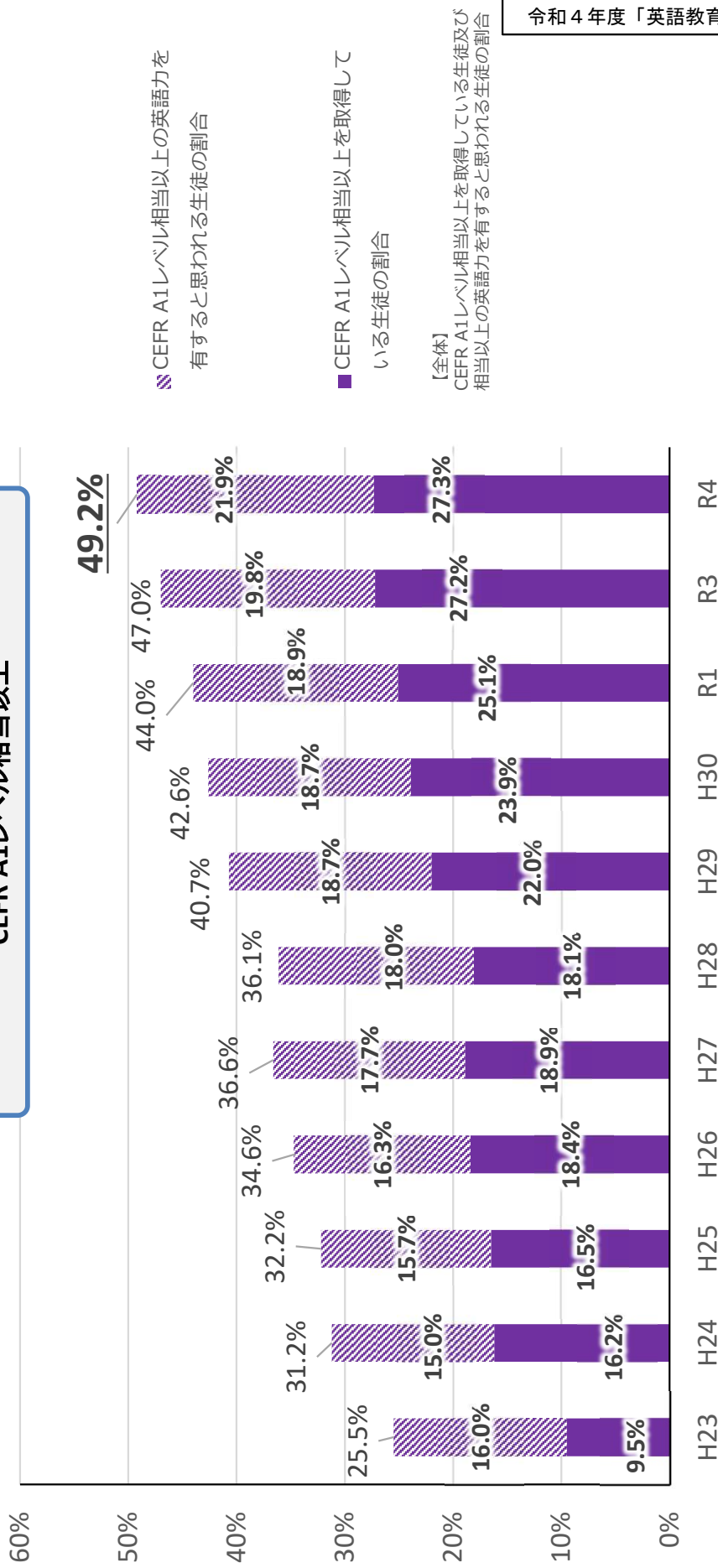
TEL : 03-5253-4111 (内線 3785)

E-mail : josui@mext.go.jp

中学生の英語力

- CEFR A1レベル (英検3級) 相当以上を達成した中学生の割合は、目標 (50%) に対して49.2%となっているものの、着実に改善が進んでいる。一方で、都道府県・指定都市による差 (6ページ参照) がある。特に課題が見られる自治体の状況を把握・分析し、英語教育の改善・充実につなげることが必要。
- CEFR A1レベル相当以上の中学生の割合は、昨年度比2.2ポイント上昇している。

CEFR A1レベル相当以上



別添 1

令和4年度「英語教育実施状況調査」概要(抜粋)

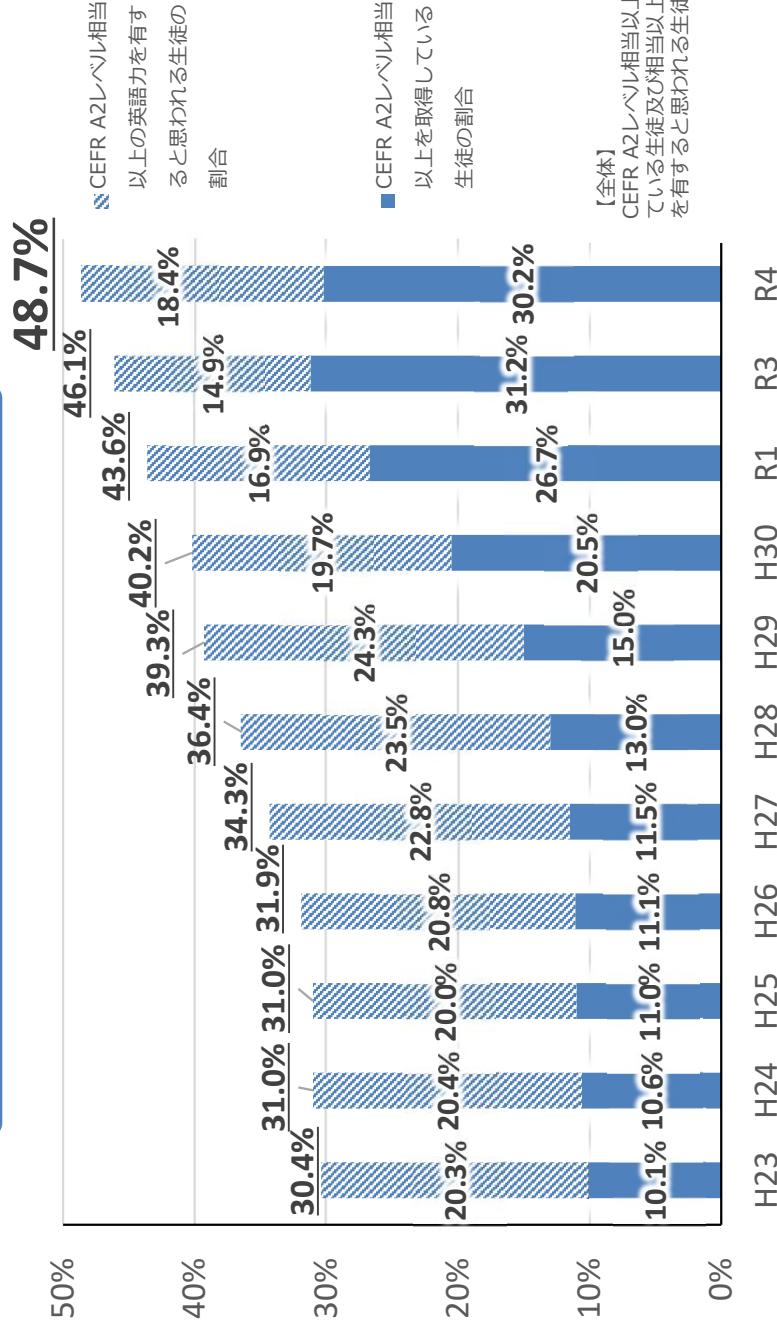
※「第3期教育振興基本計画」(H30~R4)では、中学校卒業段階でCEFR A1レベル相当以上を達成した中学生の割合50%を目標としている。
 ※「CEFR A1レベル相当以上の英語力を有すると思われる生徒」とは、実際に外部検定試験の級、スコア等を取得していないが、2技能または3技能を測る試験のスコア、公式な記録としては認定されない試験のスコア、CAN-DOリストに基づくパフォーマンステストの結果、各教育委員会でモデル校での検証に基づいて定めた目安等により、それに相当する英語力を有していると英語担当教師が判断する生徒を指す。
 ※上のグラフでは、中学校第3学年の生徒に占める割合を算出している。

※H23・H24の数値は「『国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策』に係る状況調査」に基づく。

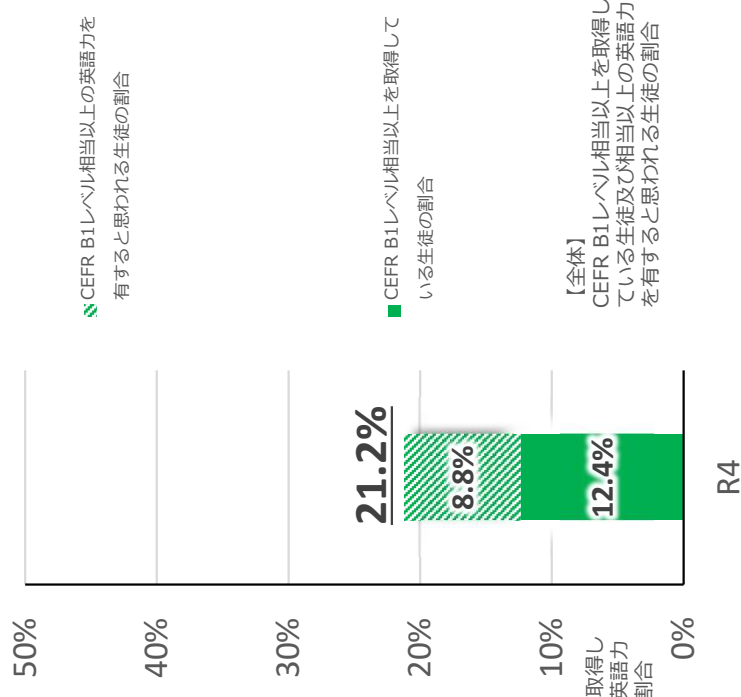
高校生の英語力

- CEFR A2レベル (英検準2級) 相当以上を達成した高校生の割合は、目標 (50%) に対して48.7%となつているものの、経年で着実に改善が進んでいる。
- CEFR B1レベル (英検2級) 相当以上を達成している高校生の割合は、21.2%となっている【新規】。

CEFR A2レベル相当以上



CEFR B1レベル相当以上【新規】

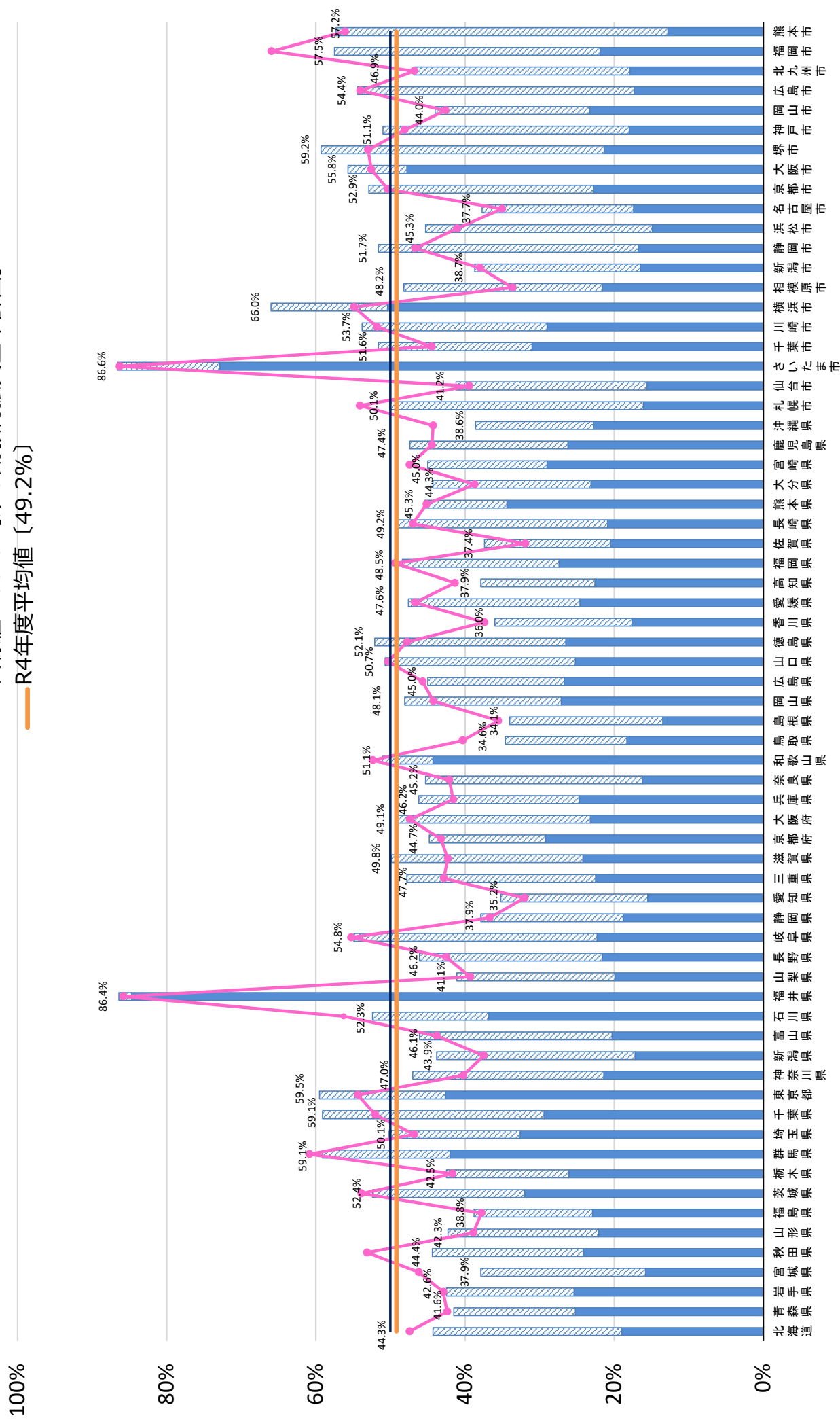


- ※「第3期教育振興基本計画」(H30~R4)では、高等学校卒業段階でCEFR A2レベル相当以上を達成した高校生の割合50%を目標としている。
- ※「CEFR A2/B1レベル相当以上の英語力を有すると思われる生徒」とは、実際に外部検定試験の級、スコア等を取得していないが、2技能または3技能を測る試験のスコア、公式な記録としては認定されない試験のスコア、CAN-DOリストに基づくパフォーマンステストの結果、各教育委員会でモデル校での検証に基づいて定めた目安等により、それに相当する英語力を有していると英語担当教師が判断する生徒を指す。
- ※上のグラフでは、高等学校第3学年生徒に占める割合を算出している。
- ※H23・H24の数値は「『国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策』に係る状況調査」に基づく。

中学生の英語力 (都道府県・指定都市別)

A1レベル相当以上

- CEFR A1レベル相当以上の英語力を有すると思われる生徒の割合
- CEFR A1レベル相当以上を取得している生徒の割合
- R3年度
- 目標値：50% 【第3期教育振興基本計画】
- R4年度平均値〔49.2%〕

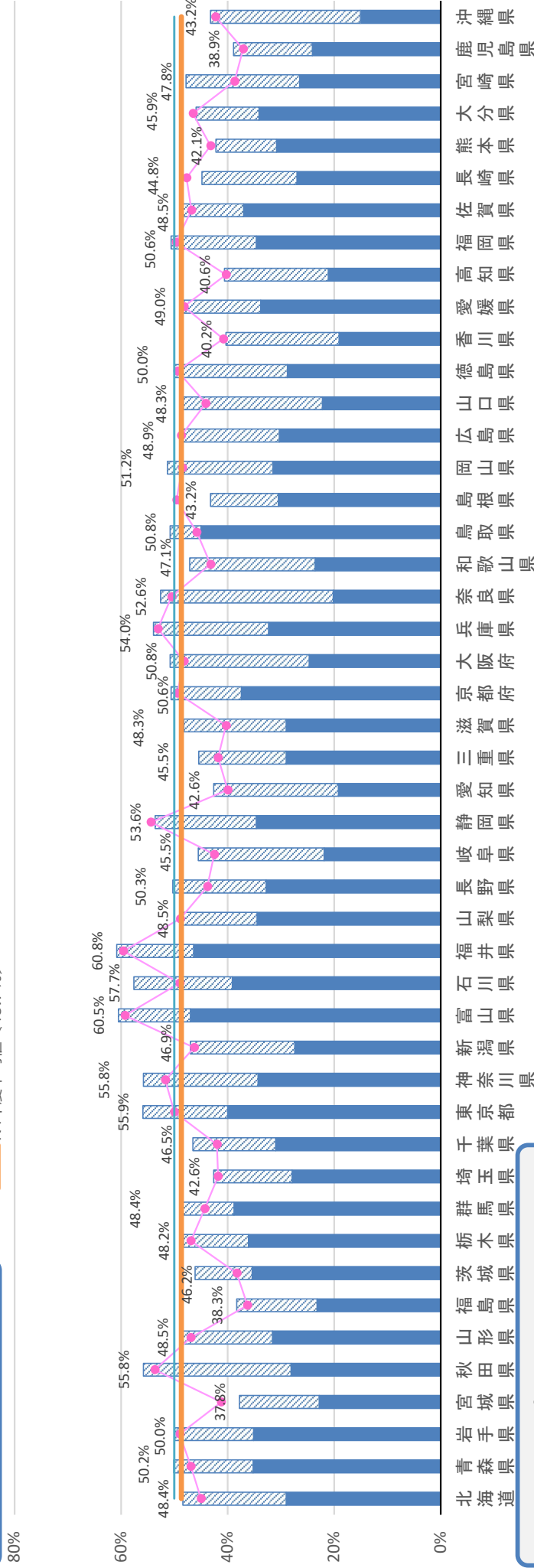


高校生の英語力(都道府県別)

A2レベル相当以上

CEFR A2レベル相当以上を取得している生徒の割合
 R3年度
 R4年度平均値 (48.7%)

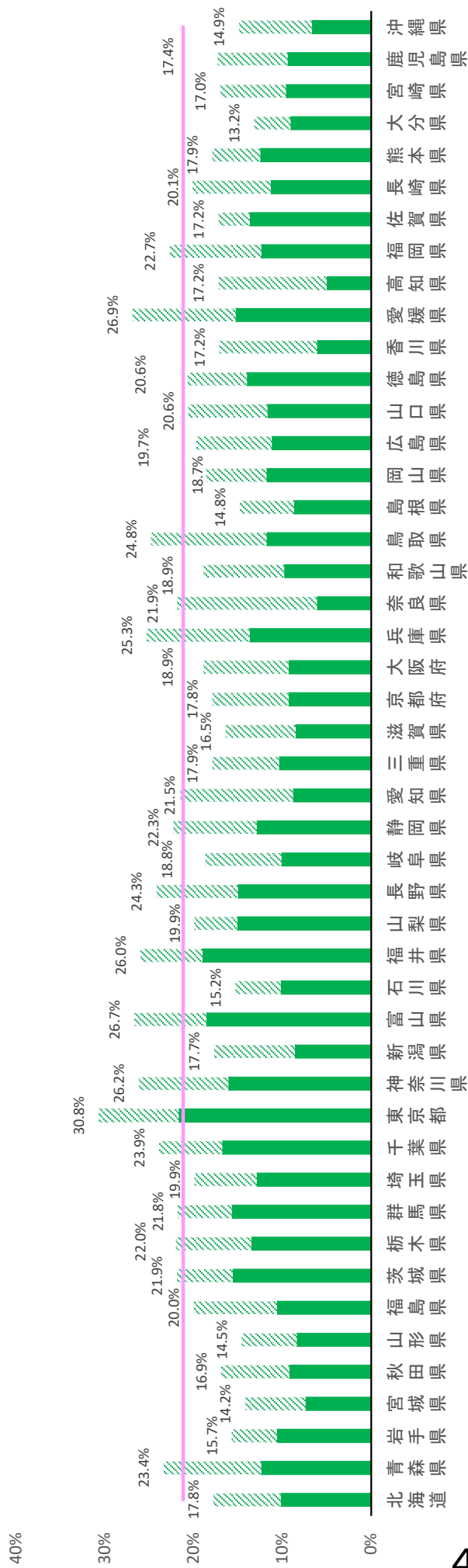
CEFR A2レベル相当以上の英語力を有すると思われる生徒の割合
 目標値：50% 【第3期教育振興基本計画】



B1レベル相当以上【新規】

CEFR B1レベル相当以上を取得している生徒の割合
 R4年度平均値 (21.2%)

CEFR B1レベル相当以上の英語力を有すると思われる生徒の割合



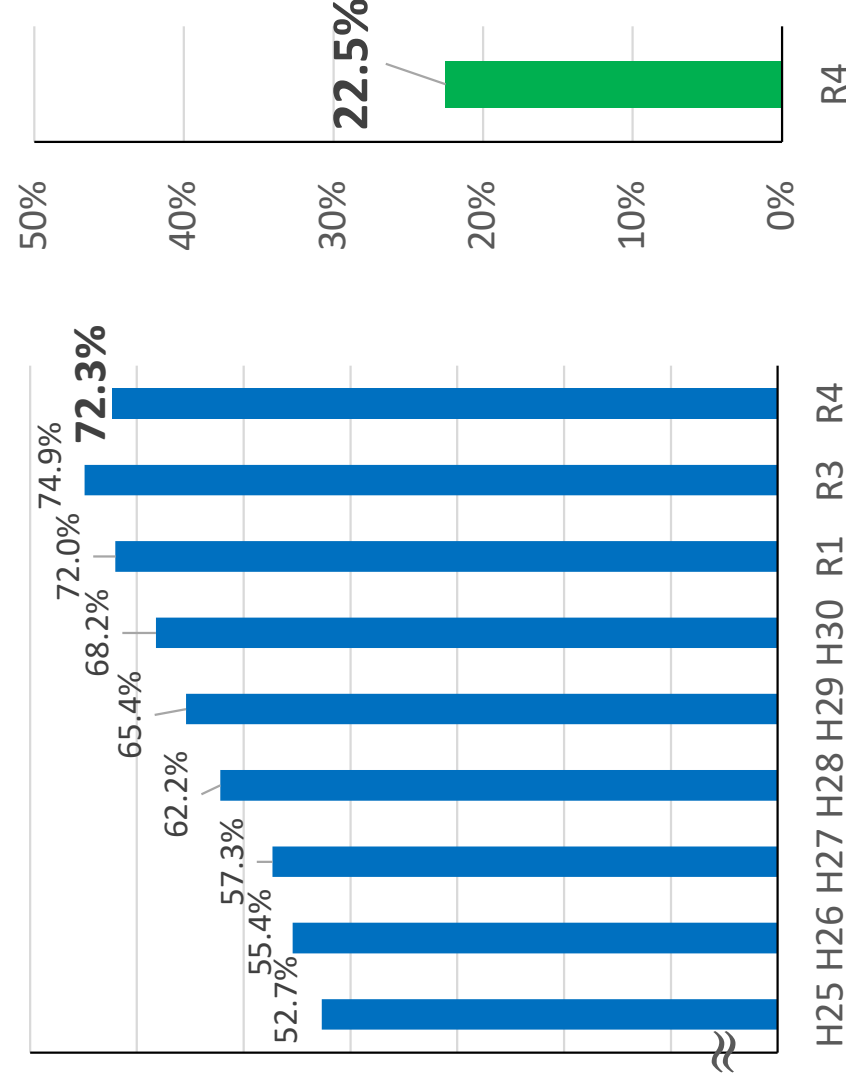
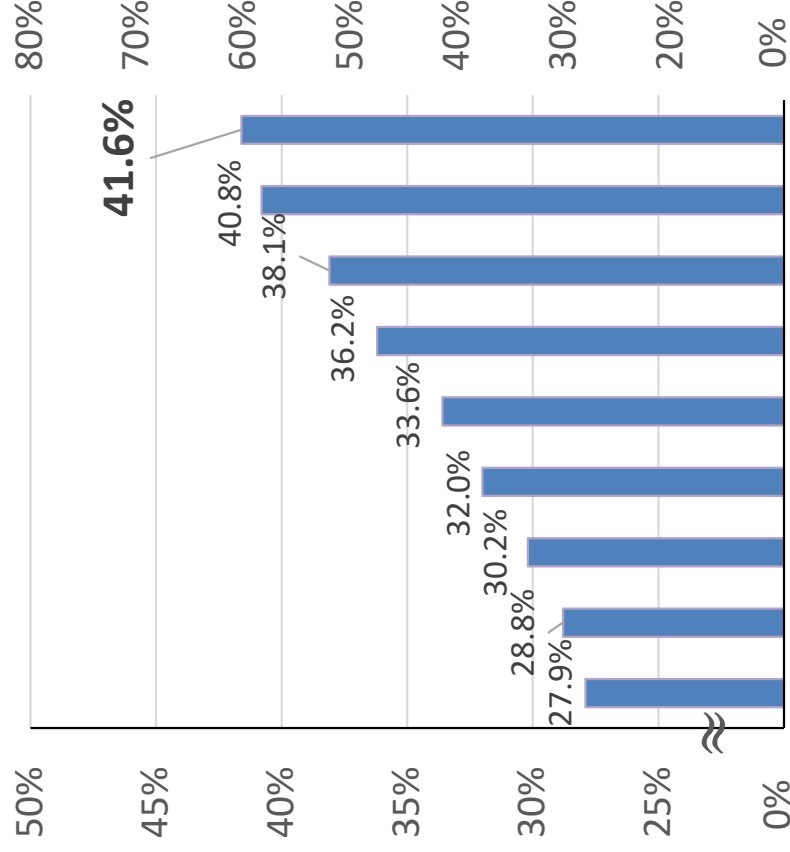
英語担当教師の英語力(中学校・高等学校)

○CEFR B2レベル(英検準1級)相当以上を取得している英語担当教師の割合は、中学校で増加傾向にあるもの、高等学校では昨年度比2.6ポイント減少している。

中学校
(CEFR B2レベル相当以上)

高等学校
(CEFR B2レベル相当以上)

高等学校
(CEFR C1レベル[※]相当以上)
【新規】
※ 英検1級



H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R3 R4

※「英語担当教師」とは、調査基準日時点において中学校・高等学校に所属し、外国語(英語)の免許状(免許状の種類は問わない)を所有し、かつ英語の授業を担当している者(ただし、非常勤講師及び臨時的任用の者除く。)

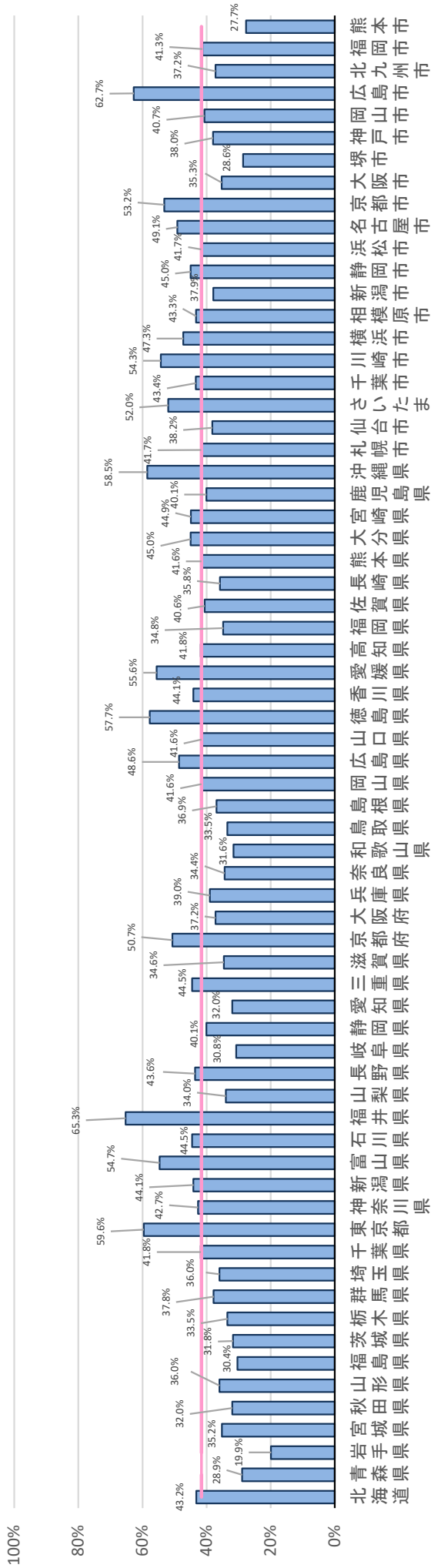
(参考) 第2期教育振興基本計画では、英検準1級程度以上(CEFR B2レベル以上)を取得した英語担当教師の割合について、中学校は50%以上、高等学校は75%以上を目標としていた。

英語担当教師の英語力(都道府県・指定都市別)

中学校

CEFR B2レベル (英検準1級) 相当以上を取得している教師の割合

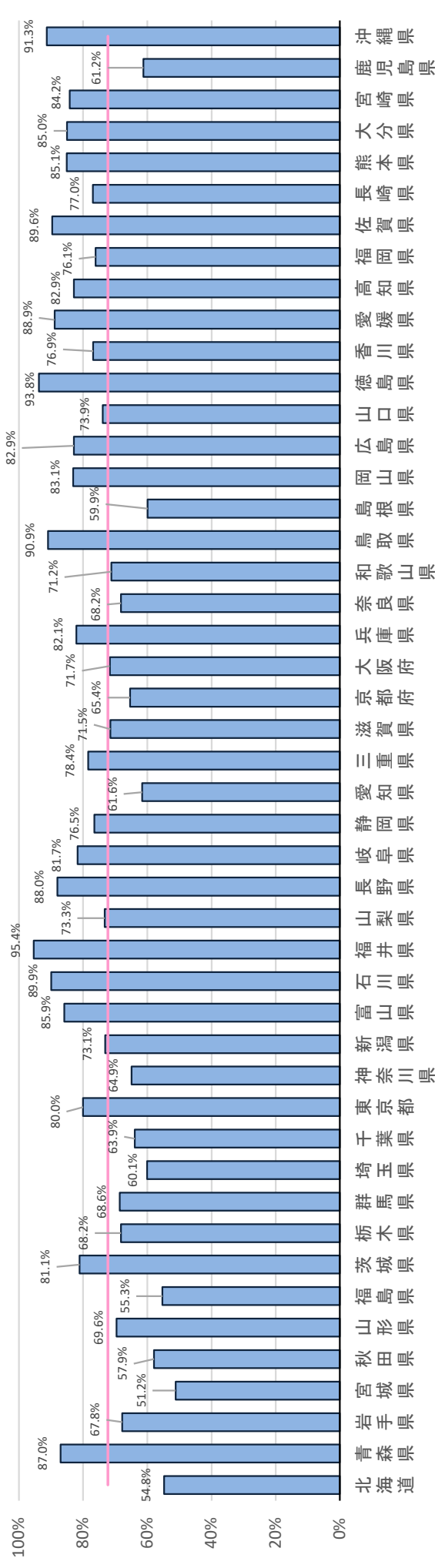
R4年度平均値 (41.6%)



高等学校

CEFR B2レベル (英検準1級) 相当以上を取得している教師の割合

R4年度平均値 (72.3%)



生徒の英語力向上に関する分析

○生徒の英語力の向上には、相関分析や取組の変化に着目した経年変化分析の結果、「**生徒の言語活動の割合**」「**英語教師の英語力や発話の割合**」「**ICTの活用（発表や話すことにおけるやり取りをする活動）**」等が影響を与えている。

○今回新たに把握した、**CEFR B1（英検2級）レベル相当以上の英語力を有する生徒の割合が高い高等学校**では、**ICTを活用した言語活動やALTによる授業外の活動**を行っている**学校が高い割合**でみられた。⇒生徒の英語による言語活動を増やすこと、言語活動の取組でICTやALTを効果的に活用すること、教師が英語力を高め授業で積極的に英語を使用することなどが、生徒の英語力の向上に必要。

※今後、令和5年度全国学力・学習状況調査の結果等と併せて、教育委員会や学校等の取組と生徒の英語力の関係についてさらに分析予定。

生徒の英語力と各項目の相関（中学校・高等学校）

	生徒の英語による言語活動が50%以上の学校の割合	「CAN-DOリス」形式による学習到達を公表している学校の割合	小学校/中学校と連携している学校の割合	生徒がパソコン等を用いて発表や話すことにおけるやり取りをする活動を50%以上の授業で実施した学校の割合	CEFR B2レベル相当以上の教師の割合（※1）
中学校	0.45*	0.37*	0.34*	0.37*	0.13*
高等学校	0.33*	0.27	0.18	0.33*	0.20*

*5%水準で有意（両側）

（※1）のみ学校単位の相関（その他は都道府県単位）

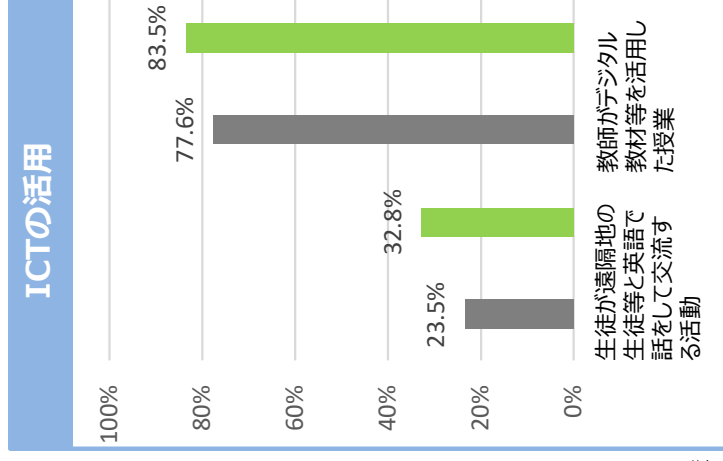
【参考】経年で伸びが見られた主な取組（※2）（中学校の例）

生徒の英語力に影響を与えた可能性が高い取組	差分の差 ^{※3}
授業において、生徒が英語で言語活動をしている時間の割合（第3学年）	0.073
英語担当教師の英語による発話の割合（第3学年）	0.052
ALTによる授業外の活動（英語の授業以外の授業や学校行事での生徒との交流）	0.045

※2 政令指定都市立の中学校について、R4年度とR3年度における取組の変化に着目し比較。上記の取組が増加している学校で、CEFR A1レベル（英検3級）相当以上の生徒の割合が増加がみられている。

※3 差分の差 = (取組に變化があった学校群の英語力の差分) - (取組に變化がなかった学校群の英語力の差分)
 例えば、「0.073」は、取組に變化があった学校群の方が、取組に變化がなかった学校群との取組以外の取組の影響を受けている可能性もあることに割合の増加量が7.3%高かったことを示す。ただし、着目した取組以外の取組の影響を受けている可能性もあることに留意が必要。

CEFR B1レベル相当以上の英語力を有する生徒の割合が平均より高い学校の傾向（高等学校）



■：学科全体（該当学科の全体平均）

■：CEFR B1レベル相当以上を取得している/有すると思われる生徒の割合が学科別平均より高い学校

言語活動の充実・
パフォーマンステスト・
Can-Doリスト形式による
学習到達目標・小中連携

- ・ **学習指導要領の着実な実施**
- ・ 小学校外国語活動・外国語の教材の作成・配布 (Let's try!等)
- ・ **学習評価**に関する参考資料、高等学校外国語科におけるパフォーマンステスト参考資料の提供
- ・ YouTube MEXT channelにて**授業映像等の動画の配信** (随時追加中)
- ・ Can-Doリストの形での学習到達目標設定のための手引きの作成
- ・ **小中接続を踏まえた中学校の指導資料**の作成
- ・ 「**英語教育改善プラン推進事業**」において小中連携に関する委託事業の実施

ICTの活用

- ・ **ICTを活用**した言語活動の充実、パフォーマンス評価等の促進 (文部科学省HP「StuDX Style」に、小中高でのICT活用の事例やポイントについて掲載)
- ・ https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/mext_00012.html
- ・ 「**英語教育改善プラン推進事業**」においてICT活用に関する委託事業の実施

教師の英語力・
指導力向上

- ・ **専科指導のための加配措置**
- ・ 小学校教員が中学校の英語免許を取得する**認定講習の開設**を支援
- ・ 英語力と指導力の向上のため、**小中高教師対象のオンライン研修の実施**
- ・ 優れた外部人材の活用 (特別免許状等の活用促進)
- ・ 「**英語教育改善プラン推進事業**」において教師の英語力の向上に関する委託事業の実施

ALT等の環境整備

- ・ **ALTに関する地方財政措置の拡充 (姉妹校提携など外国自治体等との各種分野における交流に基づくもの) (R5~)**
- ・ 学習指導員等の配置 (学力向上を目的とした学校教育活動支援) (補助事業)
- ・ 総務省等と連携してJET-ALTの活用について事例集を新たに作成中であるほか、JET-ALT来日時研修など

姉妹校提携など外国自治体等との交流に関するALT等の地方財政措置について

令和5年度 地方財政措置の概要

地域の国際交流の進展を図り、諸外国との相互理解を増進するため、**姉妹校提携など外国自治体等との各種分野における交流**に基づいて招致した外国籍の外国語指導助手等の活用による経費について措置。

※【出典】令和5年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について（総務省）

これまでのALTに関する地方財政措置の対象

JETプログラムによるALT

【都道府県】

- JET参加者の任用に要する経費について、普通交付税措置
＜標準団体（人口170万人）の場合：約2億5千万円＞
- 私立学校におけるJET参加者の雇用に係る都道府県の助成経費について

【市町村】

- JET参加者の任用に要する経費について、JET参加者数に応じた額を普通交付税措置
＜標準団体（人口10万人）の場合：120万円 + (JET参加者数×482万円)＞
- JETプログラムコーディネーターに係る経費について特別交付税措置

特別交付税措置

外国自治体との自治体間交流によるALT

姉妹都市などの外国自治体との自治体間交流に基づいて招致した外国籍の外国語指導助手・国際交流員・スポーツ国際交流員の活用による経費についてもJETプログラムと同様の普通交付税措置



令和5年度 拡充措置

姉妹校提携等の交流によるALTにも、JET同様の普通交付税措置

要件【姉妹校提携の場合】

- 姉妹校との間で**提携内容が確認できる書面による協定**等があり、**提携内容に従事**するために招致したALTであること
 - 協定には、交流についての概括的な記載があればよく、ALTの派遣に関する記載は不要。
- 姉妹校の**承認を受けて任用**したALTであること
 - 例：日本側の自治体・学校が該当者を選定して経歴書を姉妹校に提示し、提携内容に従事する者としてメール等で承認。
- 姉妹校が**所在する国の国籍**を有しているALTであること など



＜参考＞姉妹校との国際交流活動の事例＞

- 生徒や教師の相互訪問（ホームステイなど）
- 学校や地域で、自国の文化（生活、習慣、音楽、作品）を紹介し合うなどの交流活動
- ICTを活用した授業や課外活動等における交流活動 など